

海外就業体験プログラム（短期）契約事項

2019年9月改訂

株式会社 ICC コンサルタンツ内 ICC 国際交流委員会(以下「甲」とします)と海外就業体験実習コース参加者(以下「乙」とします)間で締結されたプログラム実施に関する契約(以下「本契約」とします)の内容は次の通りです。

第1条 本契約の目的

本契約は、甲または甲の提携機関が、乙に対し、海外の現地企業/団体等での就業体験実習（無給のボランティア）の機会と、これに必要な現地でのケアサービスを提供することを目的とするものです。

第2条 甲によるサービスの内容

甲は、乙に対し、次のサービスを提供します。

- (1) 実習企業/団体への受入手配取次ぎ
- (2) 実習国での滞在先の手配取次ぎ
- (3) 実習国においての乙の求めに応じて行う実習全般に関する情報提供及び相談業務
- (4) 事前研修と出発前/到着後オリエンテーションの実施
- (5) 現地到着時の空港送迎（指定便のみ対象、片道のみ）
- (6) 甲の現地オフィスまたは甲の提携機関による実習中の緊急時におけるサポート

第3条 契約外サービス

甲は、本契約の範囲外のサービスとして、乙との個別の契約に基づき、乙に対し次のサービスを行います。

- (1) 本契約の範囲外の宿泊、滞在先の手配取次ぎ
- (2) 海外傷害保険の手配
- (3) 航空券手配のための旅行代理店への取次ぎ
- (4) その他、乙の求めに応じて行う特別なサービス

第4条 契約の成立

乙が甲に対し本プログラムへの参加を申し込む場合、乙は甲が指定する本プログラム参加申込書に必要事項を記入した上、別に定める参加申込証拠金を添えて甲に対して申込みをするものとします。本契約は、甲が乙の申込みを承諾した時点で成立します。なお、参加申込証拠金はプログラム費の一部に充当します。

第5条 参加申込を受け付けない場合

乙から甲に対する参加申込みがなされた場合においても、下記に該当する場合には、甲は乙の参加申込みを断ることがあります。

- (1) 乙の申込みが、甲の定める参加条件に適合しない場合
- (2) 乙が甲の定めた「実習に関する適性」を欠くとみなされる場合
- (3) 甲の業務上やむを得ない事由がある場合

第6条 必要書類

乙は、甲が指定する期日までに、手続に必要な書類（別紙「お申込案内」を参照）を甲に提出するものとします。

第7条 諸費用

乙は、本契約に基づく甲のサービス提供に対する対価として、本プログラム募集要項に定める参加費用に関する取り決めに従い、所定の金額の参加費用を甲に対して支払います。プログラム費用は、受け入れ先が期日を定めている場合や、制度上必要な場合を除き、出発予定日から起算して90日以上前にお支払いいただくことはありません。

(1) 参加費用とその他費用の内訳

1. 参加費用に含まれるもの

実習先手配費、英文履歴書・カバーレターの添削費、事前研修費、オリエンテーション費、滞在先手配取次ぎ費、滞在費（ホームステイ、ホテルなど）、現地空港送迎サービス（指定便のみ対象、片道のみ）、実習中のカウンセリング、緊急時のサポート、実習先との対外交渉、事務所経費等が含まれます。

2. 次に定める費用は参加費用に含まれません。また、本契約範囲外のサービスを

乙が求める場合、乙は甲に対し別途費用を支払う必要があります。

日本と実習国間の航空運賃、海外傷害保険、本契約範囲外の現地宿泊費、滞在中の食費、現地での交通費、生活費、査証費、その他実習先が必要とする各種証明書類の取得費用

(2) 滞在費の値上げ

本契約締結後に、甲の責によらない事由で現地の滞在費が変更された場合、乙は甲に対し甲の指定する方法で必要な費用の差額を支払うものとします。

(3) 滞在費の返金

渡航後の滞在費はいかなる場合でも返金しません。

第8条 解約及び返金

(1) 乙が乙の事情で本契約を解約した場合、又、「第12条 免責事項」に記載されている事項に起因する解約の場合、乙は甲に対して次の区分に従って解約料を支払うものとします。但し、解約日が②及び③のいずれにも該当する場合には③が適用されるものとします。

① 立教大学での面接結果通知日から起算して8日目までになされた解約

・・・解約料は発生しません

② 立教大学での面接結果通知日を基準とする解約料

イ) 立教大学での面接結果通知日から起算して9日目以降14日目までになされた解約

・・・参加申込証拠金相当額（88,000円）

ロ) 立教大学での面接結果通知日から起算して15日目以降21日目までになされた解約

・・・参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の10%を加算した金額

ハ) 立教大学での面接結果通知日から起算して22日目以降28日目までになされた解約

・・・参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の20%を加算した金額

ニ) 立教大学での面接結果通知日から起算して29日目以降になされた解約

・・・参加申込証拠金に残りのプログラム参加費の30%を加算した金額

③ 出発予定日を基準とする解約料

イ) 出発予定日の70日前から31日前までになされた解約・・・プログラム参加費の60%

ロ) 出発予定日の30日前から15日前までになされた解約・・・プログラム参加費の80%

ハ) 出発予定日から14日前以降になされた解約

・・・プログラム参加費相当額（返金はありません）

ニ) 出発日以降の解約

・・・プログラム参加費相当額（返金はありません）

(2) (1)により本契約が解約された場合、甲は乙から既に受領した参加費用から(1)の解約料及び以下の各費用を差し引いた金額を乙に払い戻します。(1)の解約料及び以下の各費用の合計額が、甲が乙から収受した金額を超える場合は、甲は乙に対してその差額を請求します。返金時の振込手数料は乙が負担するものとします。

- ① 海外傷害保険、日本と実習国間の航空運賃、査証申請等の手配に関して要した費用（解約料等については当該機関の定めによります）
- ② ①のほか甲がプログラムの実施に要した実費

第9条 実習先の手配

実習先(無給のボランティア)の手配は、甲が提供する実習先の情報の中から、職種/業種についての乙の希望に応じて可能な範囲で行うものとします。但し、実習は、乙の能力、経験、語学力等の個人的事由、実習国の雇用状況、その他の実習国の社会的、経済的事情等によるため、甲は乙の希望する職種/業種での取次ぎ分野を保証するものではありません。乙の希望する分野の企業での実習が不可能となった場合には、他の職種/業種での実習に変更するものとします。

第10条 実習成果の不担保

本プログラムは、甲が乙に、現地企業/団体等での就業体験実習(無給のボランティア)の機会を提供することを本旨としており、実習における資格取得、技能習得、語学力向上などの成果の獲得、実習終了後の就職、実習による心理的満足を保証するものではありません。

第11条 契約内容の変更

甲は、以下の場合、本契約の内容を変更することができます。

- (1) 不可抗力により甲が義務を履行することが不可能または著しく困難になった場合
- (2) 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (3) 乙が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
- (4) 実習先を変更する必要があるが生じた場合
- (5) その他やむを得ない事情により契約内容変更の必要があるが生じた場合

第12条 契約の解除

(1)以下の場合、甲は本契約を解除することができます。

1. 乙の事情により乙が本プログラムの参加を取りやめた場合
2. 定められた期日までに、本契約「第6条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されない場合
3. 定められた期日までに、本契約「第7条 諸費用」に定めるプログラム費の支払いが完了しなかった場合
4. 乙が1ヶ月以上にわたり通常の連絡手段による連絡が不能となった場合
5. 乙が甲に届け出た乙に関する情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があった場合
6. 乙が実習国に入国を拒否された場合
7. 乙が日本国の公序良俗に反する行為をはじめ日本国の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認めた場合
8. 乙が実習国の公序良俗に反する行為をはじめ実習国の移民法その他の法令に違反する行為をなし、甲において本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不相当であると認め

た場合

9. 乙が実習先の規則に従わず、または乙の語学力その他の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合
10. 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して他の実習先を提供することが不可能となった場合
11. 乙が正当な理由なく甲のアドバイスやガイダンスに従わず、または甲のサービス提供に協力しないなど、甲が本契約に基づくサービスを履行することが困難となった場合
12. 乙が甲と他の参加者との契約関係に干渉または介入して紛争を生じさせた場合
13. 乙が本契約に違反した場合
14. 乙が本契約成立後に「第5条 参加申込を受け付けない場合」の事由に該当することが判明した場合
15. その他甲において、本プログラムの目的・趣旨に照らして乙のプログラム参加が不適當であると認めた場合
16. 乙が実習先の指定する海外旅行傷害保険又は同等の内容を満たす任意の海外旅行傷害保険に加入せず、渡航、または解約した場合

(2) 契約解除時の費用

前項により本契約が解除された場合、それまでに支払われたプログラム費及び所要実費は、プログラムの進捗状況に応じ、返金されない場合があります。甲が要した費用及び損害が、甲の乙に対する返金額を上回る場合には、甲は乙に対してその差額を請求することができます。この場合の振込費用は乙の負担とします。

第13条 免責事項

甲は、次に例示するような事由により乙が被った各損害について、乙に対し何ら責任を負いません。

- (1) 運輸機関の遅延・キャンセル、ストライキ、ハイジャック、事故等による乙の損害
- (2) 天変地異、政変、動乱、ストライキ、テロ、戦争などの不可抗力によって発生した乙の損害
- (3) 実習派遣先、滞在先等における盗難・事故・係争・不利益など乙が現地滞在中または渡航中に受けた損害
- (4) 実習国の査証規定に変更があった場合、または査証が不許可になった場合の責任、また不許可になった後の、査証申請国への出入国時の影響における責任
- (5) 乙の個人的事由で実習国への入国を拒否された場合の責任
- (6) 乙の実習国の法令・風俗・道徳及び実習校の規則等の無知または認識不足により乙が受けた損害等の賠償責任
- (7) 就業体験実習(無給のボランティア)の取次ぎ手配において、乙の希望する職種/業種への取次ぎ手配が実現しなかった場合の損害
- (8) 乙の意思により実習を取りやめた場合の費用返金等の責任
- (9) 乙が実習先の定める規則に従わず、または乙の語学力その他の能力の不足により実習先から実習中止等の処分を受けた場合の返金の責任
- (10) 乙が実習先から実習中止等の処分を受け、甲が乙に対して他の実習先を提供することが不可能となった場合の返金の責任
- (11) 甲が乙のために行う事前研修及びオリエンテーションに参加しなかったために発生した乙の損害
- (12) 為替や物価の変動による滞在費等の改訂による乙の出捐
- (13) 「第6条 必要書類」に定める書類が甲に対し送付されず、手配が出来なかった場合の損害

(14) 実習先企業その他団体の破産、ストライキ等を原因とする経営または業務の変更もしくは停止により実習が継続不能または著しく困難となった場合の損害

第14条 責任範囲

甲は、本契約に明記された義務を甲の故意または過失に基づき履行せず、直接乙に損害を与えた場合にのみこれを賠償する責任を負担します。甲は、本契約「第13条 免責事項」等に該当する乙の損害については賠償の責を負いません。

第15条 損害賠償義務

乙が故意または過失により甲に対し損害を与えた場合、乙は直ちに甲に対し損害を賠償しなければなりません。

第16条 準拠法令等

本契約の解釈及び本契約に定めのない事項については、日本国内の法令及び慣習によるものとします。

第17条 裁判管轄

本契約及びプログラムに関して生じた紛争の裁判管轄は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 約定の変更

本契約は、事情により甲乙双方の合意のもと変更されることがあります。

第19条 発行期日

本契約は、2019年10月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。